

令和元年度 包括外部監査結果報告書

教育委員会及び青森公立大学の
財務事務の執行について
【概要版】

令和2年3月
青森市包括外部監査人
公認会計士 鈴木 崇大

第1章 教育委員会監査の指摘事項及び意見の概要

1. 教育委員会監査の指摘事項及び意見の総括

『教育委員会の財務事務の執行』について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見を、監査人が設定した六つの区分(「(1)事務執行上の誤りについて」～「(6)その他の指摘事項及び意見」)に分類し、取りまとめたのが以下【表 指摘事項及び意見総括】である。

【表 指摘事項及び意見総括】

(単位:件)

区分	指摘事項	意見
(1)事務執行上の誤りについて	6	1
(2)事業の経済性、効率性、有効性について	1	20
(3)契約行為等について	3	7
(4)備品・財産管理について	13	12
(5)小・中学校私費会計について	13	2
(6)その他の指摘事項及び意見	3	3
合計	39	45

本章「2. 教育委員会監査の指摘事項及び意見の概要」にて、上記項目ごとの監査の指摘事項及び意見について一覧形式でまとめ、代表的な監査の指摘事項及び意見について概要を述べる。

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

2. 教育委員会監査の指摘事項及び意見の概要

(1) 事務執行上の誤りについて

今般の監査を実施したところ、事務執行の誤りが散見された。結果として、重大な影響を与えている事項は検出されなかったものの、事務処理誤りが積み重なることで、重大な損失の発生等、取り返しのつかない結果となってしまうことも想定される。今後は、誤りが発生した根本原因を特定し、誤りが繰り返されないような体制の構築が求められている。

集計誤りの具体例として「**(指摘事項 13) 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について**」があげられる。当事案では、公募型プロポーザルにおける審査員の採点合計点数が足し算の計算ミスによって誤っていた。当該誤謬は、業者選定に影響を及ぼしかねない重要な誤謬であり、このような誤謬及び関連する不正を防止する意味でも、確実な複数名の検証体制を構築・強化し、確認者が確実に検証した旨のサインや押印を行う等のミスのない内部統制を構築・運用する必要がある。また、記入漏れの具体例として「**(指摘事項 2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について**」において、非常勤職員の採用面接を行った面接者の記名漏れがあった。採用活動の透明性を確保することや、事後的な説明責任を果たすため、面接者の記名は適切になさなくてはならない。

その他、「No.6 就学援助事業(単独)」における「**(指摘事項 6) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について**」では、要綱で定められた就学援助にかかる認定基準について、小数点の扱いに不備があった結果、誤った就学援助の認定がなされたケースがみられた。この誤謬の根本的な原因は、表計算ソフトの小数点表示の設定を誤っていたことにある。システムを利用しているからといって、誤りが発生しないわけではなく、適切なシステム設定がなされない場合において、誤りが繰り返されてしまうといった弊害もあることに留意すべきである。

【表 事務執行上の誤りについて 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(指摘事項 2) 特別支援員採用にかかる面接採点表の記名について
No.6 就学援助事業(単独)	(指摘事項 5) 就学援助費申請書の教育委員会の所見の記載について
No.6 就学援助事業(単独)	(指摘事項 6) 世帯の総収入額が少ない場合の認定について
No.13 給食施設維持管理事業(小学校)(浪岡学校給食センター)	(意見 14) 産業廃棄物にかかるmanifestの管理の徹底について
No.15 生涯学習推進員設置事業	(指摘事項 8) 支出命令書の検査日について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.16 青森市文化スポーツ振興公社 助成事業(補助金)(文化事業)	(指摘事項 9) 補助金に消費税等が含まれていることについて
No.25 情報処理機器整備事業	(指摘事項 13) 公募型プロポーザルの採点事務の誤謬・改善事項について

(2) 事業の経済性、効率性、有効性について

当区分では、事業実施における有効性、経済性、効率性の観点から、それらが欠如している、あるいは市民へのサービス向上や満足度の向上といった観点から問題がある事項や改善することが望ましい事項について監査の指摘事項及び意見として記載した。

① より効果的な事業実施について

「No.1 特別支援教育支援員配置事業」における、「**(意見 1) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について**」にて記載したように、特別支援教育支援員(小、中学校において通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級生活全般の支援を行う者)について、ニーズに対して配置が不足している状況が見て取れた。また、同規模の他自治体に対し、特別支援教育支援員の配置状況についてアンケートを実施したところ、青森市の事業規模が最も小さく、また、特別支援員数も最も少なく、その自治体間格差は明確であった。予算的な制約、専門的な技術や知識を必要とする支援員の拡充は簡単ではないことも理解できるが、拡充の検討を行うことが必要と考える。

また、「No.14 学校給食費事務(歳入)」では、学校給食費の滞納債権について、監査時点において既に消滅時効が到来している事案があった。全ての保護者に対して公平な行政サービスを実施する観点から、債務の承認を得ないまま時効が到来することのないよう、時効管理を徹底することが必要である(**指摘事項 7**)。

「No.25 情報処理機器整備事業」では、校務支援システムの導入により校務の効率化を図っているが、システム導入による改善されるべき数値指標が存在しない状況にあった。システム導入により、教職員の業務時間が軽減できることが予想されるが、その成果を測る数値指標を事前に設定し、事後に検証することでシステムに対する支出の効果を測定するとともに、将来的なシステム更新の参考情報として役立てるべきである(**意見 29**)。

【表 より効果的な事業実施について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 1) 特別支援教育支援員配置事業の拡充について
No.14 学校給食費事務(歳入)	(指摘事項 7) 滞納債権にかかる時効管理の徹底について
No.14 学校給食費事務(歳入)	(意見 15) 実行可能な分割納入計画の策定について
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 19) 市民の利用状況について
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 25) 蔵書回転率について
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 26) 利用者カードの発行状況について
No.23 図書館運営管理事業、図書資料整備事業	(意見 27) 蔵書の紛失予防策について
No.25 情報処理機器整備事業	(意見 29) システム導入による指標の設定について

② 事業の経済性、効率性、コスト低減について

少子化が進行しており、児童生徒の減少に併せ、市には経済的・効率的な対応を図ることが求められている。「No.7 小中学校副読本支給事業」では、製作した副読本が相当数余っている状況であり、今後は過去の支給、配付、残数の実績を踏まえて必要な製作数の精度を高め、副読本の残数ができるだけ少なくなるように事業を遂行することが必要である(意見 7)。また、学校給食の提供体制について、「No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)」に記載したように、児童生徒数のより精緻な将来推計を前提に、将来の給食運営方式の検討を早期に実施し、給食センター等の集約を計画的に進めること等が財務面からは望まれる(意見 12、13)。

【表 事業の経済性、効率性、コスト低減について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.7 小中学校副読本支給事業	(意見 7) 副読本の製作数について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.11 公民館運営管理事業(浪岡中央公民館・地区公民館)、(生涯学習支援事業)	(意見 11) 経理処理の効率化について
No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	(意見 12) 給食提供数の維持について
No.12 給食運営事業(小学校)(小学校給食センター)	(意見 13) 現契約終了後の運営方式等の検討について
No.14 学校給食費事務(歳入)	(意見 16) 各学校における学校給食事務担当者の見直しについて
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 35) ナイター照明利用料の徴収について

③ 経済性、効率性、有効性に係るその他事項

その他の事項として、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、市全体で情報共有をすべきにもかかわらず、担当所管間で連携が図られていない、又は、より一層の連携・情報共有が求められている事案が散見された(意見 2、17、31)。必要な情報については、適時適切に市全体で連携を図ることが求められている。

また、事業実施における例外事項及び判断事項についての文書化が不足している事案も見られた(意見 3、5、6、22)。市民への説明責任の観点から判断の合理性を適切に説明するため、また、内部資料として将来的な事業実施に役立てるため、例外事項及び判断事項についての文書化は適切に行うべきである。

【表 経済性、効率性、有効性に係るその他事項 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 2) 教育委員会への事業成果のフィードバックについて
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(意見 3) 支援対象者不在のケースの教育委員会への報告について
No.4 児童生徒保健衛生管理事業①	(意見 5) 契約単価の妥当性の検証について
No.5 学校医等嘱託事業	(意見 6) 報酬の妥当性の検証について
No.15 生涯学習推進員設置事業	(意見 17) 事業の全体的な管理について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(意見 22) 再委託先の選定について
No.27 小柳小学校校舎等改築事業 (補助・単独)	(意見 31) 工事請負等に関する積算業務の情報共有について

(3) 契約行為等について

市による調達活動は公金の支出であることから、自治法、自治令、青森市財務規則等により、その事務手続は極めて厳格な公共性と競争性、経済性と効率性が要求されている。また、地方自治に対する国民の適正事務執行への期待も近年高まっている。

今般の監査では、児童生徒送迎タクシー利用契約について競争性が発揮されていない事案(指摘事項 3、4)、最低制限価格を高い金額に設定したことで多数の業者が失格となり経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない事案(意見 23)、指定管理者の選定根拠について合理的な記録がなされていない事案(指摘事項 10)、予定価格の決定に当たって二者以上のものから参考見積書を徴収すべきであった事案(意見 18)等の不適切又は改善を要する事項がみられた。

また、「No.28 小学校施設解体事業(単独)」における「(意見 32)より公正な入札の徹底、透明性向上について」では、2 件の解体工事について、市が作成した低入札数値的判断基準(税抜)の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)と、落札業者が提出した工事費内訳書の合計額・費目別内訳(直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)の両者が内訳まで全く同金額の状況にあった。このことは、予定価格が非公開にもかかわらず、落札業者が工事内訳を含め予定価格を把握又は推察できていたことを意味する。落札業者が IT 技術や情報収集能力をもって、予定価格を推察、提示し結果的に一致したことも想定されるものの、可能性としては予定価格がどこからか漏れた可能性も否めない。より公正な入札の徹底、透明性向上のため、徹底して一致した理由を調査すること等が市には求められている。

【表 契約行為等について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.3 スクールバス運営事業(青森地区)	(指摘事項 3) タクシー会社との旅客運送契約書が存在しないことについて
No.3 スクールバス運営事業(青森地区)	(指摘事項 4) タクシーの借上げ料金について
No.17 文化施設機能整備事業(文化学習活動推進課)	(意見 18) 参考見積書の徴取について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 21) 最低制限価格制度の運用について
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(指摘事項 10) 指定管理者候補者の選定理由の記録について
No.20 高屋敷館遺跡環境整備事業 (補助)	(意見 23) 最低制限価格の設定について
No.21 浪岡地区の史跡を中心とした 保存・活用事業	(意見 24) 最低制限価格制度の運用について
No.24 情報処理機器管理運営事業	(意見 28) リース料ダンピングの疑いについて
No.26 小学校維持管理事業、中学校 維持管理事業	(意見 30) 機械警備業務に関する長期継続契約制度の適用検討について
No.28 小学校施設解体事業(単独)	(意見 32) より公正な入札の徹底、透明性向上について

(4) 備品・財産管理について

小・中学校現地往査を中心に備品・財産管理に関する指摘事項が多数存在した。具体的には、備品現物に財務規則の求める管理シールの添付がない事案(指摘事項 25、34)、寄附採納手続及び台帳登録の漏れ(指摘事項 16、18、19、26、27、35、36)、現物と台帳の不整合(指摘事項 11、15)、市に所有権のない備品の管理(意見 37、39、41)等の項目が目立った。市は、財務規則等に基づき、適切に備品・財産管理を実施する必要がある。

【表 備品・財産管理について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.8 教育研修センター運営管理事業	(意見 8) 不要物品の管理について
No.9 外国青年(語学指導員)招致事業	(意見 9) ALT 宅にある備品の管理について
No.18 市民センター管理運営事業 (中央市民センター)他	(意見 20) 施設の老朽化対応と設備の更新計画
No.19 市民センター管理運営事業 (地区市民センター)他	(指摘事項 11) 備品の管理について
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 14) 薬品の安全管理について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 15) 図書の実物照合について
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 16) 備品台帳の登録漏れについて
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 33) 市の所有でない備品の区別について
No.29-1 浪岡南小学校	(意見 34) 民間団体の校地利用について
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 18) 製作看板の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 19) 扇風機(29台)の寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて
No.29-2 三内小学校	(意見 36) 工芸品の有効活用について
No.29-2 三内小学校	(意見 37) 所有権不明の仏像・工芸品について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 25) 備品シールが貼られていない備品について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 26) 寄附採納図書の台帳登録漏れについて
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 27) 電動スクリーンの寄附採納処理漏れ、台帳登録漏れについて
No.29-3 甲田中学校	(意見 39) 市の所有でない備品の処理について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 33) 薬品の安全管理について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 34) 備品シールの貼り漏れについて
No.29-4 南中学校	(指摘事項 35) 寄附採納備品の管理について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 36) 備品の登録漏れについて
No.29-4 南中学校	(意見 41) 教職員の私物について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.29-4 南中学校	(意見 42) 不使用備品の処分について
No.29-4 南中学校	(意見 43) 備品の有効活用について
No.29-4 南中学校	(意見 44) 図書 の 排架登録(所在登録)について

(5) 小・中学校私費会計について

四校の小・中学校往査にて、学校現場における学校徴収金等の保護者等負担によって運営される会計(私費会計)の検証を実施した。一般的に私費会計には内部統制の整備及び運用の不備が存在することが多く、不正の機会が存在しやすい傾向にある。平成 20 年度の包括外部監査においても私費会計の検証を行っており、当該監査後、市内の小中学校で私費会計に係る学校毎の取扱マニュアルが作成された。監査において、取扱マニュアルを検証したところ、私費会計についての不正及び誤謬を防ぐための有効な内部統制整備はなされているものと判断できた。ただし、取扱マニュアルの実務適用(内部統制運用状況)を検証したところ、指摘が多数あった。いずれも、今後、取扱マニュアルに基づく適切な管理・運用を徹底する必要がある。

まず、本来は私費会計として認識し、決算報告書を作成、会計検査・監査を受けることが求められる収支項目にもかかわらず、簿外で処理している事案が散見された(指摘事項 17、24、32、39)。簿外での処理がなされてしまうと、会計検査・監査等の内部統制による牽制機能を受けられず不正発生のリスクが高まってしまうことから、取扱マニュアルに基づく網羅的な私費会計区分の認識を行わなければならない。

また、私費会計に対する監査・検査の不備も散見された(指摘事項 22、28、37)。「(指摘事項 28)決算報告書期末日以前の監査実施について」においては、期末日の一月超前の 2 月に会計監査が行われており、監査翌日～期末日までの収支については監査を受けていない状況であった。当然であるが、監査は決算確定後に実施しなくてはならない。

その他の指摘・意見事項としては、私費会計の締め日を任意に設定している事案(指摘事項 21、38)および私費会計の処理上の誤謬(指摘事項 29、30、31)についての指摘や、部活動振興会等の昼食代等支給について透明性を確保するための提言(意見 40、45)を行っている。

【表 小・中学校私費会計について 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.29-1 浪岡南小学校	(指摘事項 17) 簿外となっている私費会計の収入及び支出について

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 21) 私費会計の締め日について
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 22) 校長が実施する会計検査の不備について
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 23) 周年記念事業にかかる余剰金組込に係る判断について
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 24) 簿外となっている周年記念事業積立金について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 28) 決算報告書期末日以前の監査実施について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 29) タクシー領収書の不添付について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 30) 正確な私費会計決算書の作成について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 31) 正確な私費会計の記帳について
No.29-3 甲田中学校	(指摘事項 32) 簿外となっている周年記念事業積立の通帳残高について
No.29-3 甲田中学校	(意見 40) 部活動振興会私費会計のジュース代、昼食代、夕食代について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 37) 監査委員の独立性について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 38) 私費会計の締め日について
No.29-4 南中学校	(指摘事項 39) 簿外となっている振興会積立金について
No.29-4 南中学校	(意見 45) 振興会私費会計から支出される昼食代について

(6)その他の指摘事項及び意見

小学校におけるデータ移行用の **USB** の取扱いは、原則として、利用後に速やかにデータを削除し、所定の場所に速やかに返却するというルールが定められているものの、「No.29-2 三内小学校」において長期間教員に貸し出されたままになっている状況にあった。当該 **USB** には、学校の重要なデータが保管されている可能性もあり、紛失した場合のリスクは大きい。長期に貸し出したままにせず、貸出後一定期間返却のないものについては、引上げ照合する等適切に管理する必

要がある(指摘事項 20)。

また、「No.1 特別支援教育支援員配置事業」では、非常勤職員の職務において、労働基準法で求められている休憩時間を付与していない事案があった(指摘事項 1)。休憩時間の不足が恒常化しているといった事実はない(悪質ではない)ものの、働き方改革の理念が周知・共有されつつある現状において、非常勤職員の労務管理について留意をされたい。

【表 その他の指摘事項及び意見 指摘及び意見】

報告書事業 No.事業名	指摘事項・意見
No.1 特別支援教育支援員配置事業	(指摘事項 1) 休憩時間の不足について
No.2 新入学児童学用品支給事業	(意見 4) 学用品の支給品目について
No.10 就学指導委員会事務	(意見 10) 教育支援委員会の出欠状況について
No.22 文化財資料保管施設運営管理事務	(指摘事項 12) 第 2 特別収蔵室の使用状況について
No.29-2 三内小学校	(指摘事項 20) USB メモリの長期貸し出しについて
No.29-2 三内小学校	(意見 38) USB 貸出簿への製造番号の記載について

第2章 青森公立大学監査の指摘事項及び意見の概要

1. 青森公立大学監査の指摘事項及び意見の総括

『青森公立大学の財務事務の執行』について、監査要点を定め、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見を、監査人が設定した四つの区分(「(1)事務執行上の誤りについて」～「(4)その他の意見」)に分類し、取りまとめたのが下表である。

【表 指摘事項及び意見総括】

(単位:件)

区分	指摘事項	意見
(1)事務執行上の誤りについて	5	0
(2)経済性、効率性、有効性について	1	7
(3)備品・財産管理について	4	1
(4)その他の意見	0	4
合計	10	12

本章「2. 青森公立大学監査の指摘事項及び意見の概要」にて、上記区分ごとの監査の指摘事項及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、代表的な指摘事項及び意見について概要を述べる。

※ 報告書では、監査の結論を【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、今後、市及び公立大学において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関する事(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森市及び公立大学がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

2. 青森公立大学監査の指摘事項及び意見の概要

(1) 事務執行上の誤りについて

青森公立大学は、地方独立行政法人法第 34 条第 1 項、地方独立行政法人法施行細則第 9 条に基づき、行政サービス実施コスト計算書(地方独立行政法人の業務運営に関して住民等が負担をしているトータルコストの計算書)を作成、青森市長に提出し承認を受けている。今般の監査で、「No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務」について、(指摘事項 46)～(指摘事項 49)のとおり多数の誤りがあり、結果として約 19 百万円もの行政サービス実施コストが過少計上となっていた。行政サービス実施コスト計算書は市民等が負担するトータルコストを表示する財務諸表であり、市民等の関心が高く、このような誤謬はあってはならない。行政サービス実施コスト計算書の作成は高度な会計知識を要する分野であり、今後は、内部チェック体制を強化するとともに、「(意見 51)会計職員のローテーション頻度について」に記載したとおり、会計担当職員の配置についての検討が必要と思われる。

また、「No.3 給与支給事務、人事労務管理事務」において、職員の標準報酬月額を誤った結果、職員給与から天引きされる社会保険料が過少となっている事案があった(指摘事項 44)。給与計算事務は職員との信頼関係や、社会保険料が公的制度に基づく納付であることに鑑みれば、ミスがあってはならない業務領域である。今後は、誤謬を適宜発見できる内部統制の構築・運用を求めたい。

【表 事務執行上の誤りについて 意見及び指摘】

監査要点	指摘事項・意見
No.3 給与支給事務、人事労務管理事務	(指摘事項 44) 職員の社会保険料の算定誤りについて
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 46) 民間団体からの助成金の処理誤りについて
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 47) 資産見返寄附金戻入の処理誤りについて
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 48) 資産見返授業料戻入の処理誤りについて
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(指摘事項 49) 引当外退職給付増加見積額の算定誤りについて

(2) 経済性、効率性、有効性について

地方独立行政法人(公立大学法人)である大学には、民間的な発想に基づく柔軟な大学運営が期待されており、青森公立大学も例外ではなく、自らの努力により寄附金等の外部資金の獲得拡

大を目標として定めている。それにもかかわらず、近年、寄附金の受入れが少ない状況にある。大学には寄附金募集の積極的な働きかけが求められており、ホームページにて寄附窓口を設けること等による募集体制の強化が必要である(意見 50)。その他、過年度に受け入れた寄附金 8 百万円について、約 10 年間にわたり使用されずに大学の現預金として眠っている状況にあった(指摘事項 45)。このことは、より良い教育を学生に提供する機会を失っているとも考えられる。早期に当該寄附金を活用すべきである。

また、大学の施設である「国際芸術センター青森」における、平成 30 年度の来場者・利用者一人当たりコストは 8,564 円と算定され、社会通念や他自治体類似施設との比較から高額である。今後、展覧会入場者から入場料を徴収する、寄附を募るといった自己収入を獲得すること(意見 55)、広告宣伝費等の支出を抑制すること(意見 56)、全市民を対象に集客を見込める企画の実施や広告戦略を検討すること(意見 57)、併せて、国際芸術センター青森単体の収支状況がわかるように財務諸表においてセグメント情報を作成・開示すること(意見 54)等が必要と考える。

【表 経済性、効率性、有効性について 意見及び指摘】

監査要点	指摘事項・意見
No.3 給与支給事務、人事労務管理事務	(意見 47) 業績連動賞与の導入について
No.6 寄附金受入にかかる事務	(指摘事項 45) 固定化寄附金の早期使用について
No.6 寄附金受入にかかる事務	(意見 50) 寄附金募集機会の拡充について
No.7 行政サービス実施コスト計算書の作成・報告事務	(意見 51) 会計職員のローテーション頻度について
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 54) 芸術センター単体のセグメント情報の作成・開示について
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 55) 芸術センターにおける自己収入の獲得について
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 56) 芸術センターにおける支出の抑制について
No.9 「国際芸術センター青森」運営管理事務	(意見 57) 芸術センターにおける利用者増加への取組について

(3) 備品・財産管理について

備品及び財産管理について監査を実施したところ、固定資産の登録漏れや登録誤り、除却処理の漏れ等の備品・固定資産の管理上の不備が検出された。「No.1 図書管理事務」において、「(指

摘事項 40) 寄贈図書の未処理について」に記載するように、平成 26 年度時点で約 5,700 冊の図書システムへの未登録図書を把握しており順次登録予定であったにも関わらず、監査実施時点(令和元年 12 月現在)において大部分の登録が漏れていたことは、図書管理が杜撰と言わざるを得ない。また、当該図書は開架されていない状況であり、図書の閲覧を希望する学生、研究者にとって、図書の閲覧ができないことは教育・研究上の不利益をもたらしていると思料される。今後、図書管理について認識を改め、適時適切な図書管理を行う必要がある。

また、固定資産の減損会計の適用についても不備が認められた。固定資産の減損会計は、固定資産を適正な簿価に修正する会計上の手続であることに加え、固定資産管理体制の強化や、固定資産の有効活用を図ることも目的としている。大学は、学内規程に則して、固定資産利用計画の作成や利用状況の報告を受けることで個別の資産の利用状況を把握、管理する必要がある(**指摘事項 43**)。

【表 備品・財産管理について 指摘及び意見】

監査要点	指摘事項・意見
No.1 図書管理事務	(指摘事項 40) 寄贈図書の未処理について
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 41) 固定資産の科目登録誤りについて
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 42) 少額備品の除却処理の漏れについて
No.2 固定資産・物品管理事務	(指摘事項 43) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について①
No.2 固定資産・物品管理事務	(意見 46) 固定資産の減損会計の検討、文書化の不備について②

(4) その他の意見

その他の項目として、後援会から受け入れた負担金(収入)が本来は消費税課税取引であり、消費税を支払う義務が生じていると考えられるにも関わらず、非課税として処理をした結果、消費税納付額が過少となっている事案(**意見 49**)、パスワード等の管理に関する規定の整備や USB メモリの適切な管理についての改善事項(**意見 52**)(**意見 53**)等が検出された。

【表 その他の意見】

監査要点	指摘事項・意見
No.4 支出にかかる事務	(意見 48) 1 人から見積書を徴する随意契約に関する理由記録について

監査要点	指摘事項・意見
No.5 収入にかかる事務	(意見 49) 後援会から受け入れた負担金の消費税区分について
No.8 情報管理にかかる事務	(意見 52) パスワードの管理に関する規定の整備について
No.8 情報管理にかかる事務	(意見 53) USB メモリの管理について